

第4次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針 構成と骨子案

第3次指針構成	第4次指針構成(案)
第1章 策定にあたって	第1章 策定にあたって
1-1 策定の趣旨と目的	1-1 策定の趣旨と目的
1-2 国際社会とわが国における取組	1-2 国際社会とわが国における取組
	○下記の内容を盛り込む <ul style="list-style-type: none"> ・SDGsの17の目標のうち人権に関係するもの ・平成28年度以降に制定された法律 障害者差別解消法（H28.4施行）、ヘイトスピーチ解消法（H28.6施行） 部落差別解消推進法（H28.12施行）
1-3 芦屋市における取組	1-3 芦屋市における取組
	○下記の内容を盛り込む <ul style="list-style-type: none"> ・第5次総合計画（令和3年度～7年度） ・第3次指針において取り組んだ主な施策 条例の制定（芦屋市こころがつながる手話言語条例など）や新規事業（LGBT電話相談、パートナーシップ宣誓制度の導入）
第2章 基本理念と基本方針	第2章 基本理念と基本的な方向性
2-1 人権の基本理念	2-1 人権の基本理念
2-2 人権教育・人権啓発のための基本方針	2-2 人権教育・人権啓発の基本的な方向性
(1) <u>人権教育の充実</u>	(1) <u>人権教育・啓発の充実</u> ○下記の視点を盛り込む <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育における人権教育の推進 芦屋市学校教育振興基本計画等との整合性 ・家庭・地域、職場など様々な場を通じた教育・啓発 ・市職員、教職員に対する教育・啓発

第3次指針構成	第4次指針構成(案)
(2) 学習・交流機会の充実	社会教育として(1)に含める。
(3) 啓発・広報の強化	広報も啓発活動の一環として(1)に含める。
(4) 相談・支援体制の確立	(2) 相談・支援体制の確立 ○下記の視点を盛り込む ・早期解決を図ることができる相談体制 ・多様化する人権問題に対応した相談体制 ・相談に携わる職員の対応力の向上
(5) 関係機関・団体間の連携強化	(3) 関係機関・団体間の連携強化 ○下記の視点を盛り込む ・人権擁護委員や関係機関との連携 ・芦屋市人権教育・人権啓発推進懇話会の意見の施策の反映

第3次指針構成	第4次指針構成(案)
第3章 主な人権課題の現状と方向性	第3章 主な人権課題の現状と方向性
<ul style="list-style-type: none"> ・現状と課題 	<ul style="list-style-type: none"> ・現状と課題を分けて記述する。 ・第4章の「それぞれの場における人権教育・人権啓発の方向性」のうち個別の人権課題の内容について盛り込む。 ・関連する主な条例や課題別計画等を新たに記載する。
3-1 女性の人権	<p>3-1 女性の人権</p> <ul style="list-style-type: none"> ○下記の内容を盛り込む ・女性活躍推進法（H27.9成立） ○関連する主な条例・計画 ・男女共同参画推進条例（平成21年度施行） ・第4次芦屋市男女共同参画計画（ウィザス・プラン）（平成30年度～令和4年度） ・第2次芦屋市配偶者等からの暴力対策基本計画（平成30年度～令和4年度）
3-2 子どもの人権	<p>3-2 子どもの人権</p> <ul style="list-style-type: none"> ○下記の内容を盛り込む ・子ども家庭総合支援室の開設（R2.4～） ・面前DVの問題 ・児童買春，児童ポルノなどの問題 ・子どもの貧困，「ヤングケアラー」（家族の介護を担う18歳未満の子ども）の問題 ○関連する主な条例・計画 ・第2期子育て未来応援プラン「あしや」（子ども・子育て支援事業計画）（令和2年度～6年度） ・第2期子ども・若者計画（令和2年度～6年度） ・いじめ基本方針（平成30年改訂） ・第3期教育振興基本計画（令和3年度～7年度）

第3次指針構成	第4次指針構成(案)
<p>3-3 高齢者の人権</p>	<p>3-3 高齢者の人権</p> <ul style="list-style-type: none"> ○下記の内容を盛り込む <ul style="list-style-type: none"> ・悪徳商法や詐欺被害に対する啓発 ○関連する主な条例・計画 <ul style="list-style-type: none"> ・第3次地域福祉計画（平成29年度～令和3年度） ・第9次芦屋すこやか長寿プラン21（令和3年度～5年度） ・交通バリアフリー基本構想（平成19年策定）
<p>3-4 障がいのある人の人権</p>	<p>3-4 障がいのある人の人権</p> <ul style="list-style-type: none"> ○下記の内容を盛り込む <ul style="list-style-type: none"> ・芦屋市こころがつながる手話言語条例に基づく施策等 ・障害者差別解消法，障がい者差別解消条例（制定予定） ○関連する主な条例・計画 <ul style="list-style-type: none"> ・第3次地域福祉計画（平成29年度～令和3年度） ・障害者(児)福祉計画第7次中期計画（令和3年度～8年度） ・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画（令和3年度～5年度） ・交通バリアフリー基本構想（平成19年策定） ・芦屋市こころがつながる手話言語条例（平成29年度施行）
<p>3-5 同和問題</p>	<p>3-5 同和問題（部落差別）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○下記の内容を盛り込む <ul style="list-style-type: none"> ・インターネット等の悪用
<p>3-6 外国人の人権</p>	<p>3-6 外国人の人権</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「その他の人権」で記載しているヘイトスピーチを「外国人の人権」の中に記述する。

第3次指針構成	第4次指針構成(案)
3-7 HIV感染者などの人権	3-7 HIVなどの感染者等の人権 ○下記の内容を盛り込む ・新型コロナウイルス感染に関連した人権侵害
3-8 犯罪被害者などの人権	3-8 犯罪被害者などの人権 ○下記の内容を盛り込む ・芦屋市犯罪被害者等支援条例 (H28.4施行)
3-9 刑を終えて出所した人の人権	3-9 刑を終えて出所した人の人権
3-10 情報化などに伴う人権侵害	3-10 情報化などに伴う人権侵害 ○下記の内容を盛り込む ・人権擁護委員との連携事業
3-11 性的少数者の人権	3-11 性的マイノリティの人権 ○下記の内容を盛り込む ・LGBT電話相談 ・パートナーシップ宣誓制度
3-12 その他の人権問題	3-12 その他の人権課題

第3次指針構成	第4次指針構成(案)
第4章 それぞれの場における人権教育・人権啓発の方向性	第4章 それぞれの場における人権教育・人権啓発の方向性
4-1 家庭	4-1 家庭
4-2 学校等	4-2 学校等
4-3 地域	4-3 地域
4-4 事業所	4-4 事業所
4-5 その他の場や機会	4-5 その他の場や機会
	4-6 職員等の意識向上
第5章 市職員等への教育・啓発	
5-1 職員の意識向上	第4章 それぞれの場における人権教育・人権啓発の方向性に含める。
5-2 特定職業従事者の意識向上	
第6章 本指針の総合的効果的な推進	第5章 本指針の総合的効果的な推進
6-1 事業計画の策定と評価	5-1 事業計画の策定と評価
6-2 推進体制の充実	5-2 推進体制
6-3 人権関係機関等との連携・ネットワーク構築	第2章の基本的な方向性（3）に盛り込む
6-4 参画・協働の推進	第2章の基本的な方向性（3）に盛り込む
6-5 指針の期間と見直し	5-3 市民・職員意識調査の実施
	5-4 指針の期間と見直し